

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

「連用制」で妥協はかる田辺・山岸派

社会党の解体・保守新党への策謀進展

職場からの闘い再構築、二つの課題

—— N T T二十万人体制合理化に抗して(一) ——

社会党基本政策について

—— 各単産の政治方針討議のために ——

林さんらの三人の生命を奪った

—— J R三・三〇事故の徹底追及を ——

天皇来沖、異常警備で

大衆運動の圧殺と「思想チェック」

資料 植樹祭における天皇の政治利用に反対するアピール(那覇市職労)

社会党大敗に終わった仏総選挙

—— 選挙結果と左翼の今後(一) ——

読者からのおたより

2

5

9

12

15

15

16

19

旬刊 社会通信

NO. 539

一九九三年五月二二日

一九九三年五月二二日発行

(毎月一日・二二日・三回発行)

■巻頭言■

「連用制」で妥協はかる田辺・山岸派

社会党の解体・保守新党への策謀進展

「PKO」からの撤退を直ちに!!

「PKO」派遣の文民警察官の一人がボル・ポト派とみられる武装集団に襲撃されて死亡した。選挙ボランティア活動でも先月一人が殺害されており、再び国内戦争化の状況下に入りつつあるカンボジアである。「PKO」は安全下での仕事であるといってきた自民党政府の責任は極めて大きい。日本のPKO参加五原則のうちの①武力紛争の当事者間に停戦合意がある。②当事者がPKO受け入れに同意している、の二つの項目が事実上破綻しているのだから、日本の関係者は撤退するのが当然である。河野官房長官はなお「政府方針変更せず」といつているが、今後継続すればさらに多くの犠牲を受けることになる。隊員が少々の武装をしてもロケット攻撃やゲリラ戦には何の役に立たない。憲法に違反している「PKO」はわれわれの主張のように危険であって、自衛隊の派遣はカンボジア情勢を一層悪化させる役割を果たすことになってる。カンボジアにはもともと「安全」はないのであって、政府は「ウソ」でPKOを押し切ったのである。

「PKO」に当初から賛同してきた公明、民社両党の政治責任を問われよう。公、民も今は「事態を深刻に受け止めている」とのことだが「撤退」を自民党に提言して実行させるべきである。財界と自民党の一部にはこれをチャンスに自衛隊を重武装させ、「海外派兵の実現」を画策する動きのあることにわれわれは警戒しなければならぬ。「日本人の生命の安全を守る」を旗印にマス・コミは世論を誘導し始めている。イラク戦争によって日本の世論はかなり右傾化しており、社会党のなかにも「自衛隊は合憲である」という意見がある現状からみても危ない、といわなければならぬ。護憲運動の重要性はいよいよ高まっている。日本がカンボジアの国内戦争に巻き込まれて何の利益があるのだろうか。アメリカの代理として日本の財界・大企業の海外利権の拡大を助けるだけである。日本国民が再び侵略者になってはならないし、日本人の血をこれ以上流してはならない。

「連用制」の推進役は小沢派・山岸派

連休後半の二日間、PKO死傷事件で政府と自民党は大きな衝撃を受けた。国会でろくに論議もせず強引に成立させたPKO法の「罪と罰」が表面化したものである。しかしその罪と罰を受けるのはいつも第一線で働く人達である。事実上の自衛隊の海外派兵である「PKO」に賛同・推進した自公民三党はなお継続といっているが結果に対する責任をとりうとはしていない。

連休明けから再びいわゆる政治改革論議が始まるわけだが、政治改革は名前だけでもっぱら中心は「選挙制度」の改悪論争である。それも論争などというものではなく、いろいろな企みと談合を通じて、いかにしたら社会党に財界案（民間政治臨調の連用制）をのませるにかかっている——という構図である。

「連用制」を発表したのが四月十七日であったが、それから約二〇日間、各党派の対応は様々である。まず自民党の中では、直ちに賛成を明確にしたのが羽田・小沢派である。それに「政治改革を実現する若手議員の会」（会長石破茂氏）は羽田氏等との関係から積極的に推進派となっている。しかし石破氏は渡辺美智雄派閥の子分である。親分とこの派閥は極めて消極的であることから考えるとどこまで主張できるか。

宮沢首相は財界に気兼ねして批評を避けていたが外国（ニュージーランド）に行つたとき（五月一日）、まだ民間の案を出す時ではないと尚早論を述べながら「読んでみたらよく分からない。なんだかひどく分かりにくい案だなあ」と冷たく批判している。梶山幹事長も連用制が出るのが早や過ぎたことを批判するという消極的な慎重論だ。

野党で積極的に賛同しているのは公明党。羽田・小沢派の自民脱党によつて、それとの連合または合同を考えている公明党としては、連用制は政界再編に適していると考えている。その他にも財界との連帯を深めたいということであろう。小沢氏と公明の市川書記長との親密な関係から当然と受けとる関係者は多い。

民社党の大内委員長は「まじめに検討されるべきだ」（四月二二日の党大会）と賛意を表明している。彼は「連用制」を一部手直した第四の案（例えば比例を二五〇にする）を考えているといわれ、少数党で生き延びる方途に懸念である。日本新党は支持を明らかにした（細川代表の講演で）。

社会党の「議連」の発足で「輝きを失った」と皮肉られているシリウスは（新江田派・シリウスは冬の星だから春になれば存在感が薄い）もともと小沢派との連携によつてのみ生きられると思つているから、羽田・小沢派の自民党からの離脱、社会党の分裂を期待して動いている。しかしシリウスのメンバーの多くは社会党一年生議員だけに、思惑はバラバラで、ことに旧田中金権派出身の羽田・小沢派との連携を疑問視する議員もかなりである。ただ「連合」山岸派と同一歩調で進むしかないということでは暗黙の了解をしているというところである。

山岸・連合派の仕掛は強引

連休中の憲法記念日である三日の読売新聞は、「社会党「93宣言」原案固まる」という見出しのもとに「自衛隊、領域防衛は合憲」と一面トップで報じている。今や読売新聞社は「憲法改正」を社是としていえるといえよう。そのため、読売新聞社独自の審議機関をもつて改憲の方向を明らかにしている。さらに改憲実現のために「小選挙区制の実施」と「社会党の改革・基本政策の転換」のキャンペーンを展開している。「読売」は渡辺社長が中曾根内閣のブレーンとなつて、日本政治の新国家主義化をはかつており、サンケイ新聞以上に右翼化している。

また「読売」は新聞の中立性を捨てていることへの国民世論の批判を恐れている。そのため度々「世論調査」を行っている。そしてそのつど右寄りの回答を発表している。例えばPKOについての世論調査を四月三〇日にこれもこれもトップで掲載しているが「支持するが四〇%」「支持しないが四六%」となつている。支持するがこれでも少ないと見た読売は、外国の例をあげ「欧米五三%〜六八%」と支持の高いことで日本の世論を誘導している。

いいかげんな世論調査をもとに（世論調査は設問の仕方でいろいろ変化する）、国民にPKO支持や改憲を押しつけようとする読売の反動性とギマンを許してはなるまい。不買も含めて「読売批判」を強めるべきだ。

この同じ三日の産経新聞一面は「超党派で『政治改革議員連合』」、「衆院二〇〇人以上参加」、「連用制軸に妥協探る」という活字が踊っていたのである。内容的にはどが中心で呼びかけるのかはつきりしないが「これまで幹部クラスを含む与野党の改革推進派議員が非公式に接触し、①政治改革法案を今国会で成立させる。②選挙制度改革は与野党の妥協案として小選挙区三〇〇議席、比例代表二〇〇議席の連用制を軸とすることが適当——など合意。改革派議員による超党派の「議員連帯」を充足させ、自社両党の執行部に大胆な妥協を迫ることで一致した。」と報じている。

そして同紙は自民党からは羽田・小沢派を中心に九〇人以上、公明、民社両党のほぼ全員、社会党は「議連」所属議員の合計二〇〇人以上が参加する可能性がある、ともいつている。これらの内容から見ると「議員連帯二〇〇人構想」は、社会党「議連」の提唱している「政治改革総連合」と同じである。自民・羽田・小沢派を中心に考えているところを見ると実際に動いているのは山岸連合会長であろう。田辺前社会党委員長の動きも見えてくる感じである。

なぜ超党派の「議連」をつくるのか、ということについては、「宮沢首相や山花社会党委員長ら法案成立のカギを握る自社両党首脳の状態が明確でなく、このままでは政治改革法案が不成立に終るとの危機感が与野党の改革推進派議員に高まったためだ。」としている。しかしこれらの動きは危機感というより、何としても小選挙区制（自民党有利ということでは並立制でも連用制でも単純小選挙区制とは大差ない）で押し切ろうという財界筋と田辺・山岸派の陰謀であることは間違いない。

現に、同じ産経新聞は山岸連合会長のフジテレビでの発言を紹介している。「共産党を除く野党は自民党改革派を含め次期総選挙前に政策協定を結び、自民改革派は（同一選挙区で）同士打ちにならないようにすべきだ。そうすれば選挙後に連立政権ができ、新党につながる」ということで、山岸氏はもう、社会党の委員長にでもなったような発言であり、思い上がりである。

山岸氏と社会党「議連」派はすでに、民間政治臨調の「連用」を支持して動いており、社会党執行部を無視している。不思議なのは山花委員長の言動である。党内がバラバラでしかも自民党羽田・小沢派との協同・連合の方向で「議連」が動いているのに少しでも党内をまとめて統一し団結させようとはしていないことである。そのうえ「93宣言」は、党中央である「議連」の思うままに起草されつつある。赤松書記長はもとも田辺・山岸派の子分であるから、不統一、不団結、党解体を喜んでいてもおかしくないが、山花氏は護憲派のひとりであったはずで、今のような党の現状に心よく思っているとは思えない。委員長長の進退をかけた指導制によって、今日の党解体の危機から脱出することに努力を傾注すべきではないか。

日本財界の右翼を代表する「平成維新の会」総会に参加した数名の社会党代議士のうち渋谷修氏（東京九区）は、党が注意したのに総会に出席しただけではなく、その後執行部

に出頭を求めたのにこれを拒否、「騒がれて新聞に出ればそのつど票が増える」とウソブイているという。明らかに除名処分ものである。これについて同じく総会に出席した山岸氏は「彼を除名などさせたら俺が承知しないと公言している始末。社会党は連合を恐れ、一代議士の処分すらできない。井上晋方議員」(徳島全県区)の党派離脱表明の結末もオソマツの一言につきる。社会党はどうなるのか。

社会党員の奮起以外に党は守れない

社会党を護憲の党として、勤労国民のいろいろの要求を実現するための社会党に輝きをとりもどすことはもう絶望的なのだろうか、そんなことはない。絶望させようといろいろの工作をしているのが右派勢力・解党派である。党を守るために右派・解党派に反撃しなければと考えながら行動に移れない党員活動家が多い。各都道府県本部段階や総支部・支部段階で次のことに行動するように提唱したい。

- ① 「議連」所属の議員に、地元で党員が集り、説明を求め、批判・討論を行うべきである(遠慮すべきではない)。
- ② 「議連」が地方組織(地方議員中心)を組織しつつあるのでこれを阻止しよう。
- ③ 党機関を担うことを一層強め、93宣言の内容を少しでもよくすべきだ。基本政策を今のままですらう。
- ④ 各県、ブロックごとの交流、全国的な行動を起こそう。
- ⑤ 護憲のたたかいを、具体的な活動と結びつけて再構築しよう(小さい活動からでもよいから)。
- ⑥ 93宣言への意見書を全党員が提出するようにしよう。(社会通信政権研究会)

職場からの闘い再構築、二つの課題

—— N T T二十万人体制合理化に抗して(二) ——

反合理化闘争は組織づくり

しかし、経営者実態を暴露するだけでは必ずしも拡がりをもった抵抗は起きないかも知れません。それは、第一に多くの職場で配転攻撃や仕事づけの中で、たたかう団結が崩されているからです。第二には、当然のように労働者の反発・反抗の増大をまねく「通勤圏を越えた広域配転」「広域配転に感じられなければ退職」などの提案をあえてするところに N T Tの並々ならぬ構えを感じるからです。即ち、今までと質の違う合理化案の下では、国鉄闘争に象徴されるような「労働者の抵抗にたいする資本の再抵抗」(「大系国家独占資本主義」第七卷一二九頁)も激しさを増すことは必至と考えられます。

従って、「反合理化闘争を論じる際、資本主義的合理化は必ず労働者階級を犠牲にするから反対であるというだけでなく、反対であるということは、そのなかに反対する組織づくりをおこなうことを含んでいかなければならない。反合理化闘争とは階級的組織づく

りにほかならない。その意味で大衆路線と無縁な合理化闘争はありえない。」(前出「大衆国家独占資本主義」一三七頁)という提起を土台にすることが大切だと思います。では、繰り返し返される組織再編や配転攻撃、仕事優先の職場の中で、私自身もうまくいかないことの連続ですが——私のこの間のささやかな取組については本誌No五二一〜二「話し合いが職場抵抗闘争の土台」を参照——どのような「みちすじ」から合理化に抗する団結・組織づくりをしていくのか、仲間の奮闘に学び合いながら一緒に考え合いたいと思います。

配転闘争を闘って

私は、それまで二十年間ずっと総務部門で仕事をしてきましたが、八九年に総務部門が集約され営業部門に配転されました。全くはたけ違いの仕事なので悩みました。「俺は好きで来たんじゃない」「俺の職場を奪ったのは誰だ」と、いつも腹で思いながら営業職場でのたたかいが始まりました。

配転先の営業職場は、朝は八時三十分の始業時間前にきて仕事を始めているし、五時十分の終業以降も仕事をしています。自分は、朝八時半以降に職場に入るし、終業時にはパッと帰ります。なにか自分は皆と違う特別な人間のような感じがずっとしていました。

そんな職場で、まず始めたのは昼休みのお茶入れです。私たち二人の活動家は十二時前には食事をしていました。しかし婦人たちは窓口応対などで十二時過ぎてから食事をします。そこで、二人でまずこれからやろうと話し合い、婦人たちが少しでも早く食事が出来るようにお茶を入れて待ちました。そうしたら「ありがとう」と返事がかえってくるようになりました。今までは、営業窓口が開いている九時から四時までは窓口以外の人達もお茶が飲めませんでした。今では課長が注意してもお茶を飲むのは当たり前になりました。

それから、昼当番のときは十一時から昼休み休憩をとります。婦人が多い職場だから、一週間に一回昼当番のときに外にスパゲティやカレーを食べにいくのが、彼女たちの唯一の楽しみになっています。食事をしながら、家庭、子供、教育、職場の不平不満などが聞けるようになってきました。

このよう積み重ねのなかで、土曜日一人のときは年休が取れない実態を、皆で課長に押しかけて土曜出勤を交替できるようにしたり、毎朝のミーティングで九時になると窓口を開かなければならないので、公開質問状を皆に配ってから質問するなどの工夫して取組んできました。

なぜこのようなことを一所懸命やってきたのかと言えば、組合員と話すことが大変少なかったので自分がどういう人間か知ってもらう為にやってきました。また、職場でモノが言えるようにしようと民主化闘争を二年間最大限やってきたつもりです。

ところが今度は二年前に配転してきた営業職場が無くなるというのです。予想もしていませんでした。どうしたら職場の闘いが出来るのかと大変悩みましたが、職場では討論ができませんでした。私の考えていることと、皆が思っていることが違っていました。皆の話しをよくよく聞いてみると、希望通りに配転したいというのが主だったのです。そこに合せて、組合員の話の聞くと気が楽になってどんどん進むようになっていきました。

配転提示をされてまず気をつけたのは、個人的にしない、隠さないということでした。職場の人には提示されたことは、みんなオープンにしようと話してきました。何でも言い合える職場になっていたので、殆んど全員の希望先や、会社の配転案を知ることができました。そのような取組みを通じて、私とKさんの「配転先を入替えれば二人は希望通りになる。簡単なことじゃないか」というみんなの意見と、「署名活動をやるよ、やってあげるよ」という組合員の声に支えられて、全電通県支部宛の署名を取組ました。一日で職場十二名中十一名の署名が集まりました。

しかし、その日のうちに署名した人の名前が支店長にまで知られ、署名した人が所長室に呼ばれ、翌日には六人が署名を取り消してくれと言ってきました。私は、残った五人に「六人の人が署名を取り消すと言ってきたんですが、どうしますか」と聞きました。すると、五人の人は取り消さなくてもいいよと言ってくれたんです。

署名を取消さなかったAさんとは、配転問題で管理者とやりあう前日に、わざわざAさんのテープレコーダを私の家まで届けてくれるまで信頼が深まっていました。

きっかけは彼が所長室に呼ばれて「もっと、落ち着いて仕事をやれ」と言われたことでした。帰りに喫茶店で話を聞きました。彼は「俺は、一所懸命やっているのに所長に落ち着いて仕事をやれと言われて本当に頭にきちゃった。そういうことを告げ口したのは係長だ」と。そこで私が最後に言ったのは「でも本当に会社はいいことを言ってくれるじゃないか。この問題をよく考えてみよう。本当に俺達は、仕事に追いまわられて落ち着いて仕事をしていないんじゃないか。だから、これからは落ち着いて仕事をやるんじゃないか。A君があわてて仕事をやっている時は俺が注意するから、俺が夢中になって仕事をする時は注意してくれ。職場でそういうように監視し合おうじゃないか」ということ、彼は、最後に「本当に今日は悩みを聞いてもらってやっと落ち着いた。カーとして会社を辞めようかと思った。」と言うんです。そこで、「それは会社の狙いなんだ。そういうふうにして人を辞めさせている。俺は何人も知っている。だから会社は本当にいいことを言ってくれたんだから、その通り実行しよう。お互いに実行しなかったら批判し合おうじゃないか」と話しました。

署名を取消さなかったBさんは、配転希望を第一希望しか書かないことで、何回も会社から呼びつけられて第二希望以下も書けと攻められました。私はBさんと二人で「組合とのお話ではそんなことになっていない。第二希望だけでいいんだから」と所長へ文句を言いに行きました。しかし、Aさんは希望通りになりませんでした。彼女は、三人の子供と心臓の悪いお母さんがいて、どうしても現局を離れられないのです。現在の職場なら十分家に帰れます。それで、今までは「仕事で外に行く」と言っていて、ちょっと家によって子供やお婆ちゃんを見ながら生活してきました。それが今度の配転で出来なくなりそうです。彼女は「私は希望通りになってほしいから署名するんです」というふうに言ってくれました。

この署名の取組が簡単にできたわけではありませんでした。ピラをまくのも、署名を取るのも、すごく迷いました。こんなことをしたら処分されるのではないか、本当に組合員から支持されないんじゃないかという気持がいつもありました。こういう気持ちを活動家や職場の仲間「どうしたらいいんだろう」と相談しながら、やっぱりこは譲れないと

一つひとつ確認してきたことが支えになりました。ただ、お茶を飲んだとか、飯を食ったとか、話をしたただけでは、なかなか本音のところはわからないと思います。一步ふみ込んで話をする場をどうつくるのかということが大切だと思います。

〈強制配転反対・裁判闘争中間総括〉

八九年三月、県内十五局の番号案内職場が六局に統廃合され、結果として九〇名以上の仲間が辞めざるを得なかった合理化攻撃。その中で、合理化白紙撤回を目指し家族会を結成し、「やれることは何でもやろう」と精一杯たたかう中で、強制配転後もアキラメずに「あくまで配転には不同意」と三年半の裁判闘争をたたかい抜いた力は、どこからつくりだされたのでしょうか。紙面の都合で詳しくは、ふれられませんが千葉・木更津の仲間は次のように総括しています。

始めは、「最後まで自分が断れば何とかかなるのではないか」「配転させられたら辞めるしかない」「聞ってもダメなのではないか、配転させられる」という気分も多くありました。このようなアキラメの気持ちをも、「合理化白紙撤回」へと一致させていった力は、①生活、家庭、健康などの実態や配転に対する不安を出し合い、話し合い、誰一人として配転できない実態ではないことで一致②会社の狙いは配転させることではなく、この集約合理化で一人でも多くの労働者を退職に追い込むことだとの確認③以上の二つのことを考え合える組織的な討論の場④組合員の家庭オルグや職場での討論のなかで、お互いの大変な実態を確認しあい配転させようとする会社への怒りが確認されていったこと⑤事前の配転希望調査で「配転希望がゼロ」であったのは単なる偶然ではなく、頸腕の闘いを中心に生理休暇での攻防など職場での闘いの積み重ねがあつたこと。また八八年の「千葉局へ十七名、市原へ四名」という配転計画を、闘いのなかで「千葉局三名、市原局ゼロ」で終結させた経験が、「やればできる」という気持ちをつくりだしていたこと、と総括しています。

まとめにかえて

この二つのたたかひの総括を踏えて私達の緊急的な問題は、第一に、職場の不平・不満、合理化や配転に対する不安などを一人でも多くの仲間と、話し合える「場」をつくりだすことだと思ひます。第二は、まず職場や生活の共通する不平・不満や不安を話し合い通じて要求にし——このことについては、向坂逸郎著「日本革命と社会党」一〇七―八頁を参照——その改善に向けひとりでも多くの仲間と共に取り組むことだと考えます。

このような積み重ねの中で二十万人体制合理化については、第一には事実上の指名解雇制度に通じる「希望退職制度」(九三年二月二七日朝日新聞)絶対反対の声を職場から拡げていきましょう。第二には、「働くために生きているのだから、よりよい生活をするために働いている」という、当り前のことをみんなで確かめ合いながら「配転できない」「辞められない」「許せない」確認を仲間とともにくりだしていきましょう。更に、県へ、地方、全国へと交流し拡げ合い、支え合えるような体制をつくっていきましょう。

(神谷 剛)

社会党基本政策について

——各単産の政治方針に関する討議のために——

1. 連合は五月十八、十九日に三役会議を開催し、昨年の『国の基本政策』に関する連合の態度』のうえに、さらに一歩ふみこんだ合意形成をはかろうとしている。

(1) 昨年の四月、NPUCは次のような提言をおこなった。すなわち、①国連を中心とする国際的な安全保障システムの構築、②自衛権は主権国家の基本的な権利であり、憲法も固有の自衛権まで否定するものではない、③自衛隊—専守防衛の範囲でその存在を確認、④憲法論議について—「わが国の安全保障・防衛に関する基本法」を制定する、と。

(2) 昨年五月の連合三役会議で確認した『国の基本政策』に関する連合の態度』の要旨(外交・防衛のあり方)

①新しい世界秩序形成は、国連をはじめとする国際機関を軸として構想すべきであり、わが国は国連等にいままで以上に積極的に協力する。

②日米安保条約—これまで果してきた役割を積極的に評価し、日米関係を重視する立場から、今後も維持する。その性格は、軍事的側面から経済・社会・文化側面へと比重を移していく。

③自衛隊—国際ルールとして自衛隊は独立国家の固有の権利である。自衛隊は、イ、専守防衛、ロ、徹底したシビリアン・コントロール、ハ、非核三原則、を前提として、これを認め、軍縮の方向を指向する。憲法上の位置づけについては、合憲論、違憲論、タナ上げ論の三論がある。従って今後さらに継続的に議論する。

④韓国問題—ICFTU加盟時点で解決済み。

2. これと運動する社会党右派系の議論は、『社会党改革議員連合』(「改革議連」)のアピール、党内派閥の「リーダーシップ21」の意見書に代表されると思われる。

(1) 「改革議連」のアピールの骨子

①自衛隊は、憲法九八条による違憲無効の扱いはできない。したがって、自衛隊は合憲として扱い、そのうえで憲法の理念に沿って領土・領海・領空の防護に限定された防禦的防衛の戦略・装備・機能に改革する。

②国際協力—自衛隊の改組・再編や民間からの公募・養成によって、政府直轄の独自組織を設立し、災害救助、復興援助、環境安全、医療協力などに専任する。

③「安全保障基本法」の制定—非核三原則、武器輸出禁止の原則、海外派兵禁止、徴兵制禁止、積極的国際協力などの規定を含める。

④原発—過渡期のエネルギーとして認め、具体的な代替計画を明示する。

(2) 「リーダーシップ21」の意見書の骨子

①自衛隊は国の固有の権利であり、「専守防衛の範囲内」で自衛力を持つ必要がある。自衛隊は、「最小限度の自衛力」に縮小して保有する。

②自衛隊の分割による段階的縮小—自衛隊を段階的に縮小し、これを必要最小限の自衛

力を持つ自衛隊と、国際協力のための「国際平和協力隊（仮称）」に分割する。

③ 「安全保障基本法」の制定―専守防衛、文民統制、理想としての非武装、国際安全保障、の四原則を「安全保障基本法」に制定して、自衛隊の合憲性を明示する。

④ 国連による国際安全保障システムは憲法に違反しないし、憲法の国際平和主義に合致する。PKOと災害救助をする国際平和協力隊（仮称）を常設する。これには自衛隊を分割し、人員や装備を委譲する。

以上のことから、五月の連合三役会議では、昨年の確認に、次のことを、追加するよう、提起されると思われる。

- ① 自衛隊は独立国家の固有の権利であることの確認のうえに、自衛隊を憲法第九八条に照らして合憲とする。
- ② 「安全保障基本法」の制定。これに専守防衛、シビリアン・コントロール、非核三原則などを盛り込む。
- ③ 政治改革の中心として、小選挙区比例代表併用制の採用をもとめ、「改革」派の結集による政界再編の促進、など。

3. 旧総評系単産で、政治方針について総括的な意見をだしているのは自治労である。その内容は、『世界』四月号の特集「平和憲法精神と自衛隊」の内容に似ている。

自治労政治方針の骨子は以下のとおりである。

- ① 憲法の恒久平和・戦争放棄、民主主義、基本的人権尊重の基本理念を、国内的にも国際的にも発展させ、豊富化し、現実化させていく立場を基本にする。
- ② 日本国憲法前文と第九条は、国連憲章前文と第二条の精神と符合し、その表現にも共通性を持っている。これを踏まえ、国連を中心とする集団的（普遍的）安全保障の確立を積極的に進め、日本の役割を担う。
- ③ 国連軍の創設を検討する。日本は自衛隊の一部を削減・改組して、国際公務員として国連の指揮下で行動する別組織（待機部隊）を作って参加する。
- ④ 国連憲章が加盟国の固有の自衛権を保障していることを確認し、自衛隊を領空・領海・領土をこえて戦闘する能力を持たない警備組織に再編する（防衛的防衛力、最小限防衛力）。これにむけて自衛隊の段階的縮小を進める。自衛隊（警備組織）は国土防衛に限定し、海外へ派兵も派遣もしない。
- ⑤ 国連を中心とする集団的、地域的安全保障を確立し、自衛力を最小限なものにしうる条件づくりをめざす。アジア太平洋安全保障の確立によって、日米安保を発展的に、解消できる環境づくりを追求し、当面経済・文化などを基軸とする友好条約への転換をはかる。
- ⑥ 安全保障基本法（仮称）の制定―憲法と現状の矛盾を解決するために「安全保障基本法」を制定する。

4. 基本対策をめぐる動きを要約して紹介したが、みられるように、それぞれにちがいはあっても、けっきょくのところが、日本国憲法の最大の特徴である非武装の精神を骨抜き

にしよとするとところは、みな同じである。単純な改憲論に反論するのは、比較的簡単だが、護憲的な装いをとった議論には惑わされる可能性がある。それだけに、われわれの学習が大切になる。

「必要最小限度の自衛力」という表現は「リーダーシップ21」のものだが、その他は「防衛的防御力」ないし「最小限防御力」などの表現になっている。この違いは何だろうか。「必要最小限度の自衛力」という表現は、政府自民党も言ってきたものであり、これと区別する意味で使われているようである。「世界」四月号によれば、「最小限防御力は、国の自衛権に基づくが、自衛権とは『固有の権利』ではなく、集団安保システムによって付与された権利というのである。これは、国際条約は憲法に優越するという論議に立脚したもので、『改革議連』が、『憲法九八条による違憲無効の扱いはできない』と言っているのは、この意味だと思われる。

しかし、どのような理論づけをしようと、本質は同じである。仮に領土・領海・領空に限定したとしても、ミサイル攻撃を小銃で防衛することはできない。まして、核ミサイル攻撃を撃退する防御力には、核攻撃しかないという論理をうちやぶることは難しい。外に出ない「くもの巣型」の防御組織と言って攻撃型ではないと称しても、防御には相手があり、「最小限」と言おうと、それは無限に拡大する論理にならざるをえない。事実、『世界』四月号の「共同提言」も、『最小限防御力』：(の) 具体的な規模、装備、定員などについては、これから多くの議論を必要とするだろうし、また国際的な諸条件によっても変わってくる」と述べている。

5. したがってわれわれは、以下のような基本的立場にたつて、討議に参加して行くことが必要である。

- (1) 自衛隊を一般的に認めることと、武力の行使をいかなる意味でも認めないのが、第九条の規定である。
- (2) 国土防衛のための必要最小限の自衛力の保持は合憲であるという見解は、政府自民党が四十年來主張してきたことである。政府はこれを自衛隊合法化の根拠として、自衛隊を世界有数の軍隊に育て上げてきた。最小限防御力として、軍事力を認めることは、けっさよく自衛隊合憲論にみちを開くものになる。
- (3) 「理想としての非武装」なら、自民党も反対しないし、誰にでも言えることである。軍縮計画のゴールには非武装は明確にさだめられなくてはならない。自衛隊を分割してつくれる「国際平和協力隊」(リーダーシップ21)「政府直轄の独自組織」(改革議連)も、非武装なのかどうかも明らかにしていない。
- (4) 自衛隊の合憲を明示する「安全保障基本法」は、逆に第九条との矛盾を拡大し、それだけ改憲の口実を与えることになる。したがってわれわれは、このような法律の制定の必要を認めてこなかった。もしどうしても必要というなら、自衛隊を大胆に縮小して、非武装を目指すこと、そして国の内外を問わぬ災害救援組織への改組を目指すこと(すでに社会党には平和国土建設への改組という方針がある)、を明記するものであることが必要である。

(5) 日本国憲法の平和主義と国連憲章の間には距離がある。国連の集団安全保障には、武力行使が認められているのは周知の通りである。武力行使を条件つきで認めている国連憲章と、日本国憲法の非武装とは明確に異なるものである。

(6) 国連軍は近い将来に結成される見込みはない。各国が主権を放棄して、国連に指揮権(事務総長に?)を委ねることは考えられない。また、アメリカ軍を上まわる装備・軍事力をもつ国連軍ができるはずもない。したがって、国連軍といい、重装備のPKFないし「平和執行部隊」的なものになるとしか考えることはできない。これはけつきよく、帝国主義による途上国支配の暴力にしかない。

国連の集団の安全保障は、狭義のそれは紛争の強制的解決を意味するが、広義のそれは、平和維持機能全体を指している。国連が中立的な平和維持機構をめざすとすれば、集団的自衛権条項や武力行使可能な条項を撤廃した国連平和憲章をつくるべきである。これが国連改革の主内容であるとすれば、日本国憲法の平和主義の精神を世界に拡げることこそ必要である。

(7) 日本の国際貢献は、経済・技術援助、途上国への食糧・医療・教育援助、難民・災害救助等で、十分にはたすべきであるし、はたすことができる。

林さんら三人の生命を奪った

—— J R、三・三〇事故の徹底追及を ——

三月三〇日に林さんら三人の尊い生命を奪ったこの事故の責任の所在は、J R及び東鉄工業にあり強く抗議するものである。亡くなられた三人の方々に心からの追悼の意を表するものである。この事故を徹底追及し、二度とこのような事故を起こさせてはならない。

この事故の原因は今後の調査の中でさらに明らかになるものであるが、J Rの経営理念、輸送の安全に対する哲学、命令でこと足りるとする労務施策、限界に達した合理化等を解明していかねばならない。今後とも、公共交通輸送の安全の体制確立に向けた提言をしていくと同時に、J R職場における基本的人権の回復させるために奮闘することが林さん達に应える道である。

着発線、遅延知らせず

J R水戸駅構内において、三月三〇日一時頃、自動給油器取付作業中に特急ゆうづる三号にはねられて、東鉄工業に出向の国労組合員の林弘(四七歳)さんと下請け会社の大森建設の二名の労働者が死亡し、一名が重傷を負うという痛ましい事故が発生した。

この作業は六名で行っていた。特急ゆうづる三号は三七分遅れて着発線を変更して発車し、ホームから約一五〇米離れた現場にいた四人をはねて死亡させたものである。J Rは、遅延や着発線変更は知らせていなかった。

工事は請負契約

水戸支社営業開発部企画課発注の作業請負契約であり、自動給油器取付工事で契約期間

は三月二四日から三一日までであり東鉄工業が請け負った。施工場所は水戸駅においては八三台の分岐器が計画されていた。そのほか土浦駅、友部駅、勝田駅等も外注施行で行われる計画であり全体で一六七台の施行数量であった。

大きな構内の駅については外注で行い、それ以外の中間駅では直轄で行う方針で自動給油取付工事が計画された。

J Rは施行するにあたり、水戸訓練センターで中間駅の直轄施行は三月九日にメーカーである司機工を招き実習を行い、保線区の立ち会いを求めて実施しよう指導をしている。

また、東鉄工業に対しては施行直前の三月二三日に同様の実習をし、施行する際には駅当局的立ち会いで一台終了する毎に転換試験を行う旨の指導がされている。

暗く重い雰囲気職場、J R

《なぜ、特急の遅れや着発線の変更を知らせなかったのか》

国労組合員の林弘さんを含む三人の尊い生命を奪った三・三〇事故は多くの要因が複合し合って発生をしている。J Rは、なぜ水戸駅構内で作業をしていた東鉄工業に特急ゆうづる三号の三七分の遅れ発車や着発線の変更を知らせなかったのか。来るはずのない線路から特急が来るとは誰が思っていただろうか。

また大構内における線路を熟知した複数の見張員の配置等を踏まえた列車見張員の位置づけについても、J Rは明らかにする社会的責務がある。

J Rはこの作業は、駅との打ち合わせ以外の作業であり知らなかったというが、同日、水戸駅構内の作業をしているのは十分認識しており、かつ駅当局的立ち会いの必要性については訓練実習時において説明をしている事実を見れば、その論理に矛盾が生じてくる。

《J R・外注業者とも仕事優先の職場実態に問題はないか》

東鉄工業においても労働実態を含め問題なしとはいえない。外注労働者のおかれている位置を見れば、日常的な労働環境の悪化と慢性的な熟練労働者の不足と高年齢層によって成り立っている現実を直視しなければならない。また、J Rの計画性のない設備の資本投下も問題視される。その資本投下に外注会社は労働力の確保に追いつけて行けない側面もあるのだ。現場を預かる外注責任者に見れば、常にコスト管理を意識し次への作業現場への気持ちになり、列車がこないとなれば作業をするようになってしまふのかも知れない。そういう労働実態の中でその意識は作られていくのだ。それは、外注会社だけでなくJ Rすべての職場がそのようになっていのが今の現実の姿である。仕事優先の職場を意識的に作り上げてきた責任は重い。

この事故に対して、J Rはその責任は本人にあるとするが事故の本質を明白にし社会的に追求していかねばならない。

《整合性のない安全のしほりに責任はないのか》

外注業者が工事を行うときは、J Rとの間に工事に対する覚え書を取りかわし補則示方書で細則をしばって工事を施行するのが通常である。しかし、駅との間では、簡単な構内立ち入り票だけのしほりでこと足りるとしている。ここに、J R会社の一貫性のない安全施策を見ることが出来る。基本なきルールをもって、事故が発生すれば作業責任者が列車運行の確認をすべきだったとか、打ち合わせをすれば良かったなど言うべきでない。基

本的しぼりが無いことを、JRはどう覆い隠そうとするのか。

《出向に問題はないのか》

事故でなくなった林弘さんは、水戸保線区佐和管理室より昨年五月一日から三年間の期間で東鉄工業に出向し、線路全般の仕事に従事していたが、まだ一年にもたつていなかった。分会は国労勝田地区分会に所属し出向に出ても保線区班の班長を担っていた。職場の信頼は厚く、国労保線区班の運動の中心的な位置にいた。

JRはそのような林弘さんに、目をつけていたのだろう。本人に何の相談も話もなく、一方的に一枚の発令書を持って二三年の保線ベテラン労働者を、JRから追いやったのである。ここに、JRの本質を見ることが出来る。国労をいみ嫌う労務施策の目的のためならば、総合的判断、適材適所という言い方でその職場から出してしまおう。差別が合法化されているのだ。だから、会社に対して労働者としての視点、建設的な意見を言うには勇気が必要とされる。暗く重い雰囲気職場。それが、JRである。

国鉄時代は、出向は派遣といい、その実施には本人同意が原則とされていた。今は、一方的に会社の都合で出されている。

出向先の会社の労働条件は、そのほとんどがJRより悪く、勤務・休日・労働環境等多くの問題がある。出向者はその厳しさに耐え頑張りぬいているのだ。出向先の会社の労働条件を改善する闘いは、JRの労働条件改善の闘いと一体である。

JRが安全輸送の確立を求めようとするならば、JR内には「余力要員」は存在せず、出向等でなく要員配置をすることにある。

《背景として国労差別の労務施策・合理化に問題はないか》

JR職員における合理化の進行を見れば、この一〇年間で要員は三人に一人が減らされている。施設職場を例にとれば、一九八〇年に一三三六人が一九九〇年には五三七人となっている。健康破壊をみれば九二年の健康診断で治療を要する者は六一二名となっている。八八年以降の現職死亡は自殺者を含め二九人にもぼつている。また、東日本内で作業員が列車に接触して三二人が死亡しているのだ。合理化のもたらすその帰結は何であるのか、は言うまでもない。

JRは地域社会に根づいた経営理念を持つならば、安全輸送に力点をおき要員を配置し同時に、採用差別事件をはじめとする不当労働行為に対し全国の地方労働委員会から一〇本を越える命令を履行することにある。

国労としてどう闘うか

第一に、尊い三人の生命を奪ったJRに対し徹底した事故の解明を求めていくことが、林弘さん達に対する追悼の道である。会社に対するチェック機能が少なくなっている今日、国労の果たす役割の責任は大きい。国労はかたくなにこの道を進んでいくものである。

第二には、職場から生命と権利の視点に立脚する反合理化闘争を構築し、仲間と共に闘いぬく大衆闘争路線を作り上げることにある。

第三には、組織づくりの強化である。職場には不満、怒りが多い。闘う組合への結集は必然である。国労の闘いに確信を持とう。

(国労水戸・第二号)

※見出しの一部は編集部で変えました。

天皇来沖、異常警備で 大衆運動の圧殺と「思想チエツク」

四月二十三日から二十六日までの三泊四日、全国植樹祭のため沖繩に天皇がやってくる。現天皇は、皇太子時代も含めると来沖は五度目だと言う。今度の来沖目的は自分の親の命令によって、引き起こされた戦争により一木一草を焼き尽くした沖繩に「緑化思想の普及」を図ることだそうです。

ところが、天皇来沖に伴う異常とも言える警備体制（四千人「そのうち他県より二千五百人」）が敷かれています。植樹祭会場の地元で「地域協力会」が結成される過程で、協力を応じない理由の明記まで求める文書に対して、住民から「思想チエツク」ではないかと疑問視されています。

マスコミ報道によると沖繩人権協力会事務局長の永吉弁護士は「協力しないなら理由を示せ」という発想は、それだけで思想の自由の侵害に当たると指摘する程、異常なものです。

そして、私たち労組が危惧する事態、活動家の狙いうちが発生しました。それは、自治労内労組書記長の爆発物取締法違反容疑に対する家宅捜査等による大衆運動の圧殺です。

（植樹祭における天皇の政治理由に反対するアピールを参照）

また、最近、急速に社会党も巻き込んだ形で違憲合法論から始まって創憲論まで言われる先輩がいるかと思えば、沖繩でのこれまでの運動「反安保、反自衛隊」の方向性に不安を感じ「悪く変わらなければ良いがね!」と、ぶつぶつ言う活動家、仲間が少なくありません。私たち市職労の幹部活動家の中にも自治労中央や社会党の動きに対して、不安、あきらめ、動揺も感じられます。そのような中で勇氣と自信にあふれた先輩も見ることができ、私自信、元気をとりもどしたりします。

教条を大切にしながら、しんどいながらも頑張っています。

（沖繩・K）

資料1 植樹祭における天皇の政治利用に反対するアピール（那覇市職労・九三・四・二〇）

主権は国民にあり、行政は住民の福祉のために……

日本は去った大戦において、中国を始めとする多くのアジアの国を侵略し、二千万以上と言われる戦争犠牲者を出した。

何の罪もないアジアの人民が「天皇」の名の下に財産を奪われ、労働を強制され従軍慰安婦として連行され、あまつさえ、何の理由もなく、殺しつくされたのである。

また、沖繩においても、日本軍は、住民を濠から追い出し、集団自決を強要し乳飲み子を、絞殺し、方言を使うからと言ってスパイとして、住民を惨殺した。

年端も行かぬ少年、少女の学生は、鉄血勤王隊、ひめゆり部隊等として戦場へかりだされ、最後は父、母の名を呼びながら、無惨にも死んでいった。

前天皇は又、敗戦の後、沖繩を米国に進んで進呈し、県民に異民族支配という、二重の苦難を与えたことも、明らかにしている。

このように戦中、戦後をとおして沖繩は国体護持の名の下に筆舌に尽くせぬ犠牲を強いられた。しかし、前天皇は決して、県民の前に謝罪もしないし、自らの戦争責任も認めることもしなかった。また、現天皇もそうである。

このようなことが許されるだろうか？断じて許されるものではない。

植樹祭を名目に、天皇が初めて沖繩に来沖し、「お言葉」ですべての天皇や皇室の戦争責任に終止符をうち、うやむやにしようとする狙いを私たちは決して見のがしてはならない。

また、天皇の警備という名目で本来子どもたちや住民に供されるべき公園や広場が、県

警に押さえられている。

これでは、沖縄戦において「天皇の軍隊が使用するから、住民はただちに出てゆけ」と言った濠洲い出し虐殺の事例と、いったい、どこが違うのであろうか、なにも違わないのであり、断じて許されるものではない。

一方、警察は又、異常とも言える過剰警備を実施している。ローラーとも思える住民思想調査を実施し、あるいは活動家を大衆から隔離させ、沖縄における反天皇、反戦および護憲の大衆運動を圧殺しようとしている。

沖縄の護憲、および反戦運動こそが、憲法改悪をもくろむ、政府、自民党の、のどに突き刺さった、小さくとも、大きなトゲであり、目の上のコブであることは間違いない。

私たちは今こそ声を大にして叫び、確認をしよう。

ひとつには「主権は国民にあり、行政は住民の福祉のため、住民本位でなければならぬ」ということであり、ふたつには「アジアにおける今大戦すべての犠牲を、無駄にしないよう平和憲法を守り抜くことであり、憲法に抵触する自衛隊の海外派兵、P3C基地建设等、戦争につながる、一切のものを、沖縄から拒否することである」この様な意味から、植樹祭における天皇賛美につながり、全体主義的な天皇の政治利用に強く反対するものである。

右、声高々に県民に対し、アピールをする。

社会党大敗に終わった仏総選挙

——選挙結果と左翼の今後(一)——

はじめに——保革共存の復活

フランス総選挙(投票は三月二十一日と二十八日の二回)は与党社会党の歴史的な大敗、保守中道による八割以上の議席確保という結果に終わった。選挙後レゴボワ内閣の総辞職を受けて保守中道のバラデュール新内閣が成立し、左翼の大統領の下で保守が内閣を運営する「コアビタシオン」(保革共存)の状況が再び訪れた。コアビタシオンとは、ふつうフランスで男女の「同棲」を指す。左翼のミッテラン大統領は、すでに八六年から八八年までシラク保守内閣との共存を経験しているため、コアビタシオンは今回で二回目ということになる。

失業の増加、不況の深刻化、EC統合に伴う農業危機、政治腐敗などを背景に、ここ二三年政権党の社会党に対する国民の不信と不満は増す一方であり、昨年春の地方選の結果から考えても、社会党敗北と保革共存はほぼ確定的とされていた。そのため、選挙の関心は事実上その中身、つまり議席配分や保守内閣の構成にあったといつてよい。本稿では、選挙の結果を社会党、共産党、環境保護派などの左翼勢力を中心に分析し、左翼大敗の背景にふれたのち、再建を迫られる社会党と今後の政治情勢について少しばかり展望してみたい。

1、結果と敗因

【保守の議席「独占」】まず、選挙による議席数の変化を、左翼と右翼(日本的な言い方ならば保守)の二極構造という伝統的な角度から見てもよい(表参照)。左翼は、社会党(ファビウス書記長)が二百八十二から六十七に、共産党(マルシェ書記長)が二十七から二十四に減った。緑の党(ベシユテール党首)と環境世代(ラロンド党首)はともに議席を得られなかったため、左翼全体で見ると三百九から九十一に激減したことになる。

これに対し保守は、RPR(共和国連合、シラク総裁)が百二十七から二百四十二へ、

UDF (仏民主連合、ジスカールデスタン総裁) が百二十九から二百七へと大幅に増加した。一からゼロに減った極右FN (国民戦線、ルペン党首) や諸右翼を加えると、保守全体で二百七十二から四百八十四に増えた勘定になる。つまり、国民議会 (下院) の左翼による過半数支配が崩れ、代わって保守が八割以上の議席を手にしたのである。この議席の「独占」ともいふべき状況は、第五共和制が成立した一九五八年以来初めてのことである。しかし、フランスの議会選挙の仕組みは次に述べるようになりにかなり独特なものであるため、議席数は各党の本来の得票率を十分に表現しているとはいえない。

【小選挙区・二回投票制】 その最大の特徴は、一区一人の完全な小選挙区制のために、最大政党以外の諸政党が議席配分の面で著しく不利になることである。小選挙区制の欠点は、現在わが国でも選挙制度改革に絡んで争点となっているので、おわかり頂けるものと思う。ちなみにフランスでは選挙区が現在五百七十七、県が百あり、各県は平均五、六の区に分けられている。

選挙制度に関わるもうひとつの特徴は、二回投票制をとるため一回目の投票で当選が決まらない場合は立候補辞退による選挙協力が行われることである。一回目で当選が決まるのは過半数をとる候補がいた場合である。だが、こうしたケースは決して多くない。過半数をとる候補がいなかった場合には、十二・五%以上の票を得た候補のみが再度立候補を許され、一位のものが当選者となる。ただし、二回目の選挙では、ふつう左翼右翼各陣営内で立候補の取り下げによる候補者の一本化が行われるため、各陣営の上位者つまり左翼と右翼一名づつの一騎打ちとなることが多い。そのため、かりに保守候補が一位であっても、左翼内で社、共、環境派三者間の選挙協力があれば二位の共産党候補が当選することもありうる。その意味で、二回投票制は小選挙区制の弊害を小さくする役割を果たしているといつてよいのかもしれない。

いずれにしても、選挙後の政治的影響は別にして、議席数だけで選挙結果を判断するのは、とりわけこの国の場合危険である。そこで次に、全政党が登場する一回目の得票率に注目しながら今回の結果を検討してみよう。

【左翼票の社会党離れ】 ふりかえってみると、八〇年代には総選挙が三回行われた。①ミッテラン大統領初当選直後の八一年、②社会党が後退し初の保守共存が生まれた八六年、③ミッテランが再選され共存が終わった八八年、以上の三つの選挙である。今回、二大保守政党の得票率の合計は、一回目の保守共存が成立した八六年とほぼ同じ水準にまで回復した。とはいえ、両党の得票率の合計は八〇年代から今回まで四割前後を推移しており、実際はそう大きく変化しているわけではない。大枠としての保守陣営における最大の変化は、失業などを背景に極右FNが一割ほどの安定した支持を獲得するようになったことである。FNは今回議席ゼロであったが、一回目の投票で十二・五%以上の票を得て候補者を維持した選挙区が百もあるなど、あなどれない力を見せた。

左翼陣営の得票率は次のように変化してきた。四六年五八・二四%、五六年五六・〇一%、五八年四三・七四%、六八年四一・二四%、八一年五五・七%、八六年四四・一%、八八年四九・二%、九三年三〇・七六%(九三年の数値は環境派の得票率を含んでいない)。つまり、仏左翼は戦後一貫して四割から六割の支持を集めてきたのであるが、今回初めて三割の水準に落ち込んだことがわかる。失われた左翼票はどうなったのか。まず政権党への批判や幻滅から野党保守に回った。だが、保守得票率の上昇の程度から見てもそれが決定的に多かったとは考えられない。その多くは、今回初めて総選挙に登場した環境保護派に流れたか、あるいは棄権に回ったと推測される。とすれば、今回の保守の圧勝は、保守自体の増加によるものというよりも、むしろ左翼票の分散によるものと考えるべきであろう。左翼票の社会党離れが、小選挙区制という制度の特殊性と相俟って、今回の歴史的大敗を招いたということになるろうか。

2、左翼各党の動向

【崩壊した社会党の伝統的地盤】左翼のなかで壊滅的打撃を受けたのは、もちろん社会党である。大物政治家や閣僚の落選が相次いだ。大物では、投票直前に九五年大統領選への出馬を表明した右派リーダーのロカール(元首相)とミッテラン左派のリーダーであるジョスパン(元党書記長、前教育相)が落選した。また立候補した閣僚三十二名のうち、外相デュマ、産業貿易相ストラスカーン、経済財政相サパンら十五名が落選した。

伝統的な社会党の地盤も総崩れとなった。典型的なのは、「ミディ・ルージュ」である。日本語に訳せば「左翼の強い南部」といったところであり、十九世紀より反中央、左翼の志向が根強い仏南部の諸地域を指す。この地域はまた「バステイオン・ウブリエール」とも呼ばれる。「労働者の砦」といった意味である。つまり、南部は零細農家や農業労働者、工場労働者らに支えられた左翼の伝統的な地盤であり、最近ではこの地域の議席の八割近くを社会党が握っていた。だが、今回の選挙は南部の政治地図を社会党から保守へと完全に塗りかえた。例えば、地中海沿岸のラングドッグ・ルシヨン地域(五県、十八選挙区)の社会党議席は、十一から二へ激減した。南部六地域の合計で見ると、社会党議席は八十二から十四に減ったことになる。

似たような傾向は、組織労働者を中心にやはり社会党の地盤と言われてきた北部工業地帯のノール・パドカレ地域(二県、三十八選挙区)でも見られた。特に深刻だったのはノール県であり、社会党は十四から三に議席を減らし、RPRに主導権を奪われてしまった(ただし共産党は四で現状維持)。

【善戦の共産党】他方、後退を続けてきた共産党は、今回も得票率を二・一%落とし、議席も二十七から二十四に減らした。とはいえ、八〇年代後半に少数勢力に転落し、議会からの排除の危機にさらされたこの党が、今回少なくとも二十議席の維持を第一目標に掲げて、それを達成したことを軽視してはなるまい。左翼大敗のなかでは「善戦」したというのが大方の評価である。

社会党との関係で注目したいのは、二十四議席のうち三分の一にあたる八議席が社会党から奪い取ったものである点だ。もちろん保守に奪われた議席も十二ある。だが重要なのは、この八選挙区では一回目の投票で共産党票が社会党票を上回ったことである。つまり、社会党への批判票が環境派や保守ではなく、かつては左翼の重要な一角を構成した共産党に戻った地域もあったのだ。それが選挙協力を通じて新議席につながった。これは新たな動きであり、必ずしも過大評価はできないとしても、左翼後退の流れのなかで注目してよい側面と思われる。

【伸び悩んだ環境派】予測に反して伸びなかったのが、環境保護派の二党である。昨年十一月の調査では、環境派は八十議席に達するのではないかとさえ言われた。ところが実際は、一回目の投票を通過できた候補でさえ三十一名にすぎなかった。ペシューテール、ラロンド両党首をはじめ、レギュラシオン学派の研究者アラン・リビエッツも一回目の投票で落選した。

伸び悩みの原因として指摘されたのは、投票直前に社会党のロカールが政界再編をねらって打ち出した「ビッグ・バン」(宇宙の大爆発)の効果である。環境派を最大の照準に定め、中道派から共産党改革派までを対象に大統領選に向けて新たな多数派形成を呼びかけたこの構想の発表以降、環境派の支持率が下がり始めたという。その真偽についてはよくわからない。今のところ言えるのは、環境派の政策に明確さや、一貫性が欠けていたことが、最終局面で支持者をためらわせたのではないかということである。特に、社会党内閣で一時環境相をつとめたラロンドの言動は「保守寄り」との印象を支持者に与えたようである。たしかに、以前から自治体レベルでの保守へのすりよりが伝えられていた。

◆読者からのおたより◆

護憲あるのみ 示し合わせたようにPKF凍結解除(民社)、自衛隊の国連軍参加(小沢答申)、PKF参加のため改憲を(渡辺前外相)、それに国連ガリ事務総長までが臆面もなく日本は改憲して平和執行部隊に参加をのさそい。まことにブルドーザー的世論の地ならしの観があります。これに「創憲」まで一緒くたですから。まったくやり切れません。だんこ護憲あるのみです。
(旭川・永江)

編集部より 自民党は従来に「自主憲法制定」の立場から、「護憲的改憲論」へ方向転換したようです。社会党までが「創憲論」を口実に、解釈改憲へと舵を切った状況下で、「改憲日程は射程距離に入った」「ジックリ腰をおちつけて」との判断によるものでしょう。憲法九条改悪阻止が焦点です。

毎号が楽しみ 毎回どどくのが楽しみです。「紙ひとえの選択」を読み始めました。お身体に気をつけて。
(東京・I)

編集部より 六月四日、「紙ひとえの選択」出版一周年を記念し、都下で小さな集いをおこないます。くわしくは次号で紹介いたします。ぜひご参加を!

幅広い議論が必要 米、原発など赤松社会党書記長発言は意図的です。誰の側に立つのか、原則論だけでなく内容に立ちいたった幅広い議論が必要です。
(埼玉・S)

編集部より 永田町(国会周辺)では赤松を叱咤激励しているのが連合の山岸とのもつぱらの噂。社会党をぶつつぶそうとの輩は任務分担して行動しているようですから、私たちも力をあわせ日本の進路を切り開くことが必要。いつもお便りありがとうございます。

出向から三年 九州から関西に広域に出てきて三年、出向に出されて三年。今年はこの出向期間の三年が終わる年です。出向先で一千万署名をとりくんだところ、快く書いてもらいました。JRにもどってこれからの正念場。どこに配属されるか不安ですが、がんばります。
(兵庫・国労N)

編集部より 東京でも広域の仲間たちの目の色が変わってきました。なさねばならんことはたくさんある、それに比してわれわれは……。諸活動に全力をつくそうと。

「創憲論」は不人気 創憲の時代? 「創憲」とは何か勉強しようかと協力黨員?からの声がある(地区労センター役員)。「憲法とくらし」で学習会をすることにした。協力黨員、活動家の真意は、「創憲はおかしい」との発言だ。個人的発言(私)だけでなくみんなで討論する場をつくり、大衆の平和主義をエネルギーに労働運動の右傾化を押しとどめる力としたい。
(佐賀・K)

編集部より 山花委員長はどうして連合に気兼ねするのでしょうか。社会党には独自の政策があるのに。全国の社会黨員の力を結集する必要がありますね。

古典講座を 『資本論』や古典の講座を始めてくれませんか。以前連載していた『資本論』の解説をパンフにする予定はありませんか。もしなければ、実費を負担します。解説部分をコピー願います。『フォイエルバッハ論』も記憶に残っています。
(京都・K)

編集部より 編集部もマルクス・エンゲルスの古典を読み始めました。「ゴータ綱領批判」、「家族、私有財産、国家の起源」、「共産党宣言」等々。今、「フォイエルバッハ論」

を読んでいます。近くその感想を「通信」で報告します。

骨太なミミズさんがんばれ 本誌五三四号にのった「請負さん?の運命」に感銘しました。本当にいい詩です。気高い心を持った労働者の生活詩。飾りっ気や技巧がなく率直、骨太なミミズさんの詩です。護憲集会の後、遅い夕食をとりながら改めて読み、感動がさめないうちにペンをとりました。次の作品が楽しみです。

(千葉・H)

酒に逃げず現実には立ち向かう 昨年末から年はじめ酒が少々すぎ、貯金をおろす始末でした。一人夜勤で県内全部の伝送無線部門、専用線部門を担当。そのことからのストレス発散か。酒に逃げずあらゆる実現を見直したい。

(全電通・S)

編集部より お気持ちわかります。私も「通信」創刊時、お酒をおぼえました。帰宅が毎日一―二時(午前の)、一杯ひっかけて寝ることをおぼえたのが運のツキ。Sさんもお配慮を。私も毎日、妻に叱られています。

兵庫の婦人の声に励まされ 昨年十一月に国労を応援して下さっている国労兵庫県支援共闘の招きで兵庫を訪れました。神戸市職、民間労組の方に直接お会いでき、身の引き締まる思いがしました。はじめての訪問で一番心に残ったのは、激励交流会のなかである婦人が「今、もっているものを大切に闘いつづけてください」と語られたことでした。今年これを私自身の、そして家族会の目標として歩みたいと思います。(佐賀国労・N)

編集部より 掲載おくれすみません。おたより、めちゃくちゃ多いのです。五月、佐賀にうかがいます。お会いしたい。いつもおたよりばかりですから。心打つ短歌、ぜひ寄せてください。

党員からの声にうれしさ 社会党もいよいよ民社党化かという瀬戸際の今、マスメディアの空洞化の中で貴社の「発信」は貴重です。とくに一般党員からのナマの声が多くるようになったのはうれしかぎり。今後は「反戦平和の社会党を創れ!」の方針を全国議員も含め、外へ向け発信ボルテージを上げてゆきませんか。お互いがんばろう。(千葉・T)

編集部より 外に向けた「発信ボルテージ」、「通信」が上げるわけではありませんが、大きく打ち上がると聞いています。そのときはぜひ万難を排し、「イザ鎌倉」の心意気で駆けつけてください。

民社と社会党で会派? 九三年の年明けは選挙で開始。岐阜市長選は保革連合でしたが、自民党推せん候補との事実上の一騎打ちのたたかいでした。各務原市議選は一議席ふやし、議案提案権をもって喜んだのもつかの間、三月五日には民社系二人と社会党の二人の議員が新会派を結成、社会党議員は二人となりました。今はやりの選別排除を地方でも実践するののかとの懸念が頭をたげましたが、「社会党議員二名と新政クラブが合同し、六名の会派をスタートさせる」とのことです。岐阜の連合会長は山岸の秘蔵っ子で地方連合結成も全国で一番はやい実績もっています。地方議員についても、連合岐阜推せん地方議員懇談会を発足させ、社会党公認議員でも電通や国労所属議員を排除するという方針をとっています。

(岐阜・A)

編集部より 選別、民社を中心として会はずくりは中央と連動してこれから本格化すると思います。新たな動きがありましたらご連絡を!